

【参照条文】

○家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）（抄）

（特定家畜伝染病防疫指針等）

第三条の二 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、家畜が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定するために必要な検査、当該家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な消毒及び家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を総合的に実施するための指針（以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2～5 （略）

6 農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 （略）

（注射、薬浴又は投薬）

第六条 都道府県知事は、特定疾病（第四条の二第五項の検査の実施の目的として公示されたものをいう。以下同じ。）又は監視伝染病の発生を予防するため必要があるときは、家畜の所有者に対し、家畜について家畜防疫員の注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずることができる。

2 （略）

（検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示）

第七条 都道府県知事は、第四条の二第三項若しくは第五項若しくは第五条第一項の規定による検査を受けた家畜若しくはその死体又は前条第一項の規定による注射、薬浴若しくは投薬を受けた家畜に、農林水産省令の定めるところにより、検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨のらく印、いれずみその他の標識を家畜防疫員に付させることができる。

（検査、注射、薬浴又は投薬）

第三十一条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜防疫員に、農林水産省令で定める方法により家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を行わせることができる。

2 前項の検査、注射、薬浴又は投薬には、第七条及び第八条の規定を準用する。

○家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）（抄）

（検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示）

第十三条 法第七条（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができる家畜又はその死体の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

家畜又はその死体の種類	箇所	標識の種類及び様式
牛疫予防液又は口蹄疫予防液の注射を行った牛、水牛、しか、めん羊、山羊、豚及びいのしし	右耳	耳標 別記様式第六号
ブルセラ病、結核病又はヨーネ病の検査を行った第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛（患畜及び疑似患畜を除く。）	左耳	耳標 別記様式第七号
家きんサルモネラ感染症の検査を行った鶏（患畜及び疑似患畜を除く。）	左脚	脚環 別記様式第八号
伝達性海綿状脳症の検査を行った第九条第二項第十号に掲げる牛の死体（患畜及び疑似患畜を除く。）及び同項第十一号に掲げるめん羊又は山羊の死体（患畜及び疑似患畜を除く。）並びにその他の家畜（蜜蜂並びに患畜及び疑似患畜を除く。）	都道府県知事の定める箇所（牛及び水牛にあつては、耳を除く。）	都道府県知事の定める標識